情報通信交流館指定管理者募集要項

令和５年７月

香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課

情報通信交流館指定管理者募集要項　目次

１　指定管理者の募集 ………… 1

２　施設の概要 ………… 1
（1）名称 ………… 1
（2）所在地 ………… 1
（3）施設の規模等 ………… 1
（4）施設の設置目的 ………… 2
（5）施設の運営体制 ………… 2

３　申請資格・条件 ………… 2
（1）申請資格 ………… 2
（2）申請条件 ………… 2

４　スケジュール ………… 3

５　申請の手続 ………… 3
（1）業務仕様書の交付 ………… 3
（2）現地説明会 ………… 3
（3）質問事項の受付 ………… 4
（4）申請方法 ………… 4
（5）申請の変更 ………… 5
（6）申請の取下げ ………… 5
（7）費用の負担 ………… 5

６　指定管理者の候補者の選定 ………… 5
（1）選定方法 ………… 5
（2）評価対象からの除外等 ………… 6
（3）評価基準 ………… 6
（4）選定結果の通知等 ………… 7
（5）著作権の帰属等 ………… 8

７　指定管理者の指定 ………… 8
（1）指定管理者の指定 ………… 8
（2）協定の締結 ………… 8

８　管理の基準・業務の内容等 ………… 8
（1）管理の基準 ………… 9
（2）業務の内容 ………… 9

（３）指定予定期間　…………………………………………………………… 10
（４）指定管理者の収入等　……………………………………………………… 10
（５）新たな経費の負担(リスク分担)　………………………………………… 10
（６）保険への加入　………………………………………………………………12
（７）指定管理業務の継続が困難になった場合等の措置　……………………12
（８）調査及び監査等　……………………………………………………………12
（９）その他　………………………………………………………………………12

９　問い合わせ先　…………………………………………………………………13

【参考資料】………………………………………………………………………14

１ 指定管理者の募集

公の施設である情報通信交流館につきましては、施設の適正かつ効果的･効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として「指定管理者制度」を導入することとしております。情報通信交流館の設置する「Setouchi-i-Base」については、指定管理期間の途中で設置したことから、これまで県が直営で人材育成講座や運営企画等を行ってきましたが、民間事業者の機動力やノウハウを生かして急速に変化する社会状況の変化により柔軟に対応できるよう、運営企画等についても指定管理業務とします。

つきましては、次の条件、内容等により情報通信交流館の管理運営を受けていただく事業者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

２ 施設の概要

（１）名　　称　　情報通信交流館

（２）所 在 地　　香川県高松市サンポート２番１号　高松シンボルタワー　タワー棟３階南側、４階及び５階部分

（３）施設の規模等

竣工年月日　　平成16年３月31日

開館年月日　　平成16年４月４日

建築延面積　　3964.51㎡

施設概要（※資料１「情報通信交流館の現況等」を参照してください。）

施設配置状況	概　要	配置
＜かがわDX Lab＞ ・オフィス（７室） ・オープンイノベーションスペース ・カンファレンスルーム ・展示スペース	・かがわDX Labの活動拠点	３階 南側
＜e-とぴあ＞ ・グローバルビジョン ・ライブラリー ・企画展示室 ・ワークショップルーム ・クラスルーム Ａ(20名)・Ｂ(40名)・Ｃ(15名)	・情報通信の最先端と情報通信技術の原理を学ぶことができる展示 ・パソコンやスマホの入門書、ICTの専門書などを閲覧することができるコーナー ・情報通信技術の体験学習コーナー ・様々なワークショップを開催 ・レベルに応じて、暮らしに活かせる多彩な講座等を開催	４階
・BBスクエア(165名)	・大型映像装置、音響等を備えた多目的ホール	５階
＜Setouchi-i-Base＞ ・コワーキング・コラーニングスペース（約110席） ・創作工房 ・デジタル編集室 ・テレビ会議室	・オープンイノベーション拠点として、Wi-Fiを整備したフリーアドレスで様々なスタイルの席を用意 ・３Ｄプリンターやレーザーカッターなどの創作機器を共同利用 ・映像や３ＤＣＡＤ、音声データの制作編集機器を共同利用 ・モニターやカメラ等、テレビ会議に必要な機器を整備	５階
インフォメーション		４階
管理諸室（事務室、倉庫等）		３・４･5階

（4）施設の設置目的

本施設は、かがわデジタル化推進戦略が掲げる「安心・便利・豊か　人が主役のデジタル社会・かがわの形成」の実現に向けて、進化し続けるデジタル技術への的確な対応とともに、香川県内でのデジタル化を推進するための拠点として、下記の①から③までを行います。

① すべての県民が必要な情報やサービスに安全かつ容易につながることができ、デジタル化による利便性を享受できるよう、県民の情報リテラシーの向上、デジタルデバイド対策に取り組むとともに、デジタル社会・かがわを担う人材を育成すること。(e-とぴあ)

② 地域や企業のデジタル化を支え、イノベーションを創出するデジタル人材を育成することにより、デジタルスキルを活用した就業機会の創出や起業、さらには第二創業や新規事業の創出等既存企業の競争力強化を推進し、本県経済の活性化を図ること。(Setouchi-i-Base)

③ 香川県内を一つの生活圏として、官民共創により、デジタルによる地域課題解決を通じたまちづくりに取り組むこと。(かがわDX Lab)

（5）施設の運営体制

現在、かがわ県民情報サービス株式会社に管理委託しています。

（※資料１「情報通信交流館の現況等」を参照してください。）

3 申請資格・条件

（1）申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での申請はできません。また、次の要件のいずれかに該当する法人等は申請できません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札に参加させることができないとされた法人等

② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生手続、再生手続等をしている法人

③ 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）により、知事から指名停止の措置を受け、又はこれらの要領に定める指名停止となる措置要件に該当していると認められる法人等

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての指定を取り消され、その取消しの日から３年を経過していない法人等

⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から１年を経過しない法人等

⑥ 香川県（以下「県」という。）の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第１項第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

⑧ 複数の法人等で共同して申請する場合にあっては、いずれかの構成員が①から⑦までに該当する場合

※申請資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

（2）申請条件

申請者は、次の事項のすべてに該当していることが必要です。

① 複数の法人等で共同して申請する場合は、代表者・代表する法人等が定められていること。なお、代表の法人等は施設の管理運営業務のうち主たる業務を行う者とする。

② 単独で申請する法人等は、複数の法人等で共同して申請する場合（中小企業等協同組合法（昭和24

年法律第181号）の規定による協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定による森林組合その他の協同組合が申請する場合を含む。次の③において同じ。）の構成員となっていないこと。

③　複数の法人等で共同して申請する場合は、その構成員が他の複数の法人等で共同して申請する場合の構成員になっていないこと。

④　５（１）の情報通信交流館指定管理業務仕様書の交付を受けた者であること。

4 スケジュール

①	募集要項の配布	令和５年７月19日（水）～９月20日（水）
②	現地説明会の参加申込期限	令和５年７月28日（金）
③	現地説明会の開催	令和５年８月１日（火）
④	質問事項の受付期限	令和５年８月18日（金）
⑤	質問に対する回答	令和５年９月１日（金）
⑥	申請書類の提出	令和５年９月８日（金）～９月20日（水）
⑦	評価委員会による評価（一次評価）	令和５年９月下旬
⑧	一次評価の結果通知	令和５年10月上旬
⑨	評価委員会による評価（二次評価）	令和５年10月中旬
⑩	選定結果の通知	令和５年11月中旬
⑪	指定管理者の指定議決	令和５年11月定例香川県議会
⑫	協定の締結	令和６年１月下旬頃

5 申請の手続

（１）業務仕様書の交付

①　交付方法

情報通信交流館指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、②の請求に方法より請求を行った者に対して交付します。

②　請求方法・請求期間

令和５年７月19日（水）午前９時から令和５年９月20日（水）午後５時までに、原則としてかがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）により請求してください。県にて請求の確認後、当システムに業務仕様書をアップロードしますので、ダウンロードしてください。

かがわ電子自治体システム：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3884

（２）現地説明会

①　日時　　令和５年８月１日（火）午後１時３０分から（２時間程度）

②　場所　　情報通信交流館　４階会議室（香川県高松市サンポート２番１号）

③　申込方法

出席希望者は、令和５年７月28日（金）午後５時までに、原則としてかがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）によりお申込みください。

かがわ電子自治体システム：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3886

④　その他

・　参加人数は、１法人等当たり５名までとします。

・　天候等の事情により、現地説明会を開催できない場合は、別途連絡します。

・　なお、この募集要項を入手した時に既に現地説明会が終了している場合で、現地説明会を希望する方は、担当課（デジタル戦略課）までお問い合わせください。（電話：087-832-3121）

（３）質問事項の受付

①　受付期間

令和５年７月19日（水）午前９時から令和５年８月18日（金）午後５時まで。

②　提出方法

情報通信交流館指定管理者の募集に関する質問書（様式１）に記入の上、原則としてかがわ電子治体システム（電子申請・届出サービス）により提出してください。

かがわ電子自治体システム：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3887

③　回答

令和５年９月１日（金）に、全質問者に対して文書により回答するとともに、香川県ホームページ「指定管理者制度」（https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji-gyoukaku/gyokaku/shitei.html）に掲載します。

④　その他

募集要項の内容に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や評価事項に反映されることから、電話等による質問への回答は行いません。

（４）申請方法

①　受付期間

令和５年９月８日（金）午前９時から令和５年９月20日（水）午後５時まで。

ただし、持参の場合は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下、「県の休日」）という。）を除く午前９時から午後５時までとします。

②　提出方法

かがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）を利用したオンライン申請又は下記の提出場所まで持参若しくは郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、書留により、表に「情報通信交流館指定申請書等在中」と朱書きすることとし、令和５年９月20日（水）午後５時必着とします。

かがわ電子自治体システム：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3888

提出場所：〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番10号　香川県庁本館Ｍ５階
　　　　　香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課

③　提出書類及び提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）としてください。持参・郵送により提出する場合は、次の順番に従い、正本１部、副本８部をそれぞれファイルに綴じて提出してください。

オンラインで申請する場合も、委任状（様式２－２）、3）のうち「＊印」を付したもの及びファイルサイズが大きい等の理由によりオンライン申請での提出が困難なものについては、受付期間内に到着するよう持参又は郵送してください。

1)　指定申請書（様式２）

複数の法人等で共同して申請する場合は、誓約書（様式２－１）及び委任状（様式２－２）をあわせて提出してください。

2)　事業計画書（様式３）

3) 関係書類

- 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類
- 法人の登記事項証明書（正本については写し不可）＊
- 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類
- 労働関係法令の遵守を確認できる書類（労働条件通知書様式、就業規則等の写し）
  ただし、新設法人等の場合は、上記書類の案文とします。
- 役員名簿（役職、氏名、現住所及び生年月日を記載したもの。なお、商号又は名称、代表者、経営者等の氏名には必ずふりがなを付してください。）
- 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表）過去３年分
- 香川県の県税（すべての税目）に滞納がないことを証する書類（香川県指定様式）（正本については写し不可）＊

  納税証明書交付請求書は、香川県ホームページの「県税のページ」からダウンロードできます。（https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html）

  納税証明書の交付手数料として、１通につき400円の香川県証紙が必要です。香川県ホームページの収入証紙の売りさばき所を参照してください。

  （https://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/kfvn.html）
- 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書　＊

  ※　納税証明書　その３の３（法人）（正本については写し不可）

  法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁ホームページからダウンロードできます。

  （http://www.nta.go.jp/taxses/nozei/nozei-shomei/01.htm）

  なお、消費税及び地方消費税の未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。
- 同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）
  - (a)　同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等
  - (b)　同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
  - (c)　同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

④　その他

- 提出書類に不備がある場合には受け付けられません。
- 提出書類の作成に当たっては、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

（５）申請の変更

提出された指定申請書等については、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認められません。

（６）申請の取下げ

申請を取り下げる場合には、取下書（様式４）を提出してください。

①　提出期限　　令和５年９月20日（水）午後５時（必着）

②　提出方法　　（４）②の提出場所まで、持参又は郵送により提出してください。

（７）費用の負担

申請から業務の引継ぎまでの間に必要な費用は、すべて申請者の負担とします。

６ 指定管理者の候補者の選定

（1）選定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会による一次評価（書類）、二次評価（プレゼンテーション）を実施し、評価委員会の評価結果を尊重した上で、総合的に判断して、指定管理者の候補者を選定します。選定後、協定書締結に当たっては、事業計画書及び見積書について県及び指定管理者で協議を行い、県から変更を求めることがあります。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

また、一又は複数の法人等から申請があった場合でも、提案内容を総合的に判断して、指定管理者の候補者なしとする場合があります。

（2）評価対象からの除外等

次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を評価の対象から除外します。

①　所定の申請資格・条件を満たさない場合

②　複数の事業計画書を提出した場合

③　申請者、申請者の代理人、その他関係者が、指定管理者評価委員会評価委員、関係職員と選定に関して不当な接触を行った場合

④　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑤　その他不正な行為があった場合

（3）評価基準

評価委員会において、次の評価基準を基に、総合点数方式により評価します。

評価基準ごとの評価の観点及び配点ウエイトは、次のとおりとします。

【 評価基準 】

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	（確保されない場合は、失格）
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、急速なデジタル技術の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、各フロアの取組みを効果的･効率的に連携するなど、利用者ニーズに対応したサービスの向上が図られるものであること。 ① 施設の設置目的との適合性 ② 利用者に対するサービスの向上 ③ 施設の利用促進への取組み ④ 地域･住民に対する貢献度（社会的役割を果たすための取組み） ⑤ 自治体・教育機関・民間企業等の関係機関との連携 ⑥ Setouchi-i-Baseの拠点運営業務を円滑に遂行できること。 ⑦ その他新規、魅力的な提案の有無	３０
(3) 各フロアを一体的に管理することによる、効果的･効率的な人員配置･施設運営を行うなど、施設の管理運営経費の節減が図られるものであること。 ① 当該施設の管理運営に係る県の経費 原則として、申請者からの提案額アと最低提案額イにより評価する。 ＜計算式＞【申請者の点数】＝２０×イ／ア ② 効果的･効率的な人員配置･施設管理を行うなど、経費削減に向けた具体的な提案 ③ 利用料金収入等確保に向けた具体的な提案 ④ 実現の可能性	３０
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ① 申請者の実績 ② 人的能力（管理運営組織） ③ 物的能力（経営基盤） ④ 申請者の安定性･信頼性 ⑤ 申請者の取組み姿勢 ⑥ 個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦ 関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	２５
(5) 地域経済活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること。 ① 県内に本店又は主たる事務所を有する法人等であるか。 ② 県内雇用の確保等 ・県内からの雇用に配慮されているか。 ・物品、役務の調達における県内事業者への発注などが予定されているか。　等	１５

（４）選定結果の通知等

① 一次評価の結果は、令和５年10月上旬にすべての申請者に文書で通知します。その際、一次評価を通過した法人等には、二次評価（プレゼンテーション）の開催日時及び場所をお知らせします。

② 選定結果は、令和５年11月中旬にすべての二次評価の参加者に文書で通知します。

③　申請者名及び評価点数等については、公表する場合があります。

（5）著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は、評価結果の公表その他、県が必要と認めた場合には、提案書の内容を無償で使用することができるものとします。

また、提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

なお、申請の取下げがあった場合を除き、提出された書類は、返却しません。

7　指定管理者の指定

（1）指定管理者の指定

①　指定管理者の指定の手続きに先立ち、香川県議会の議決を経る必要があります。令和５年11月香川県議会での指定の議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として指定します。

②　指定を行ったときは、その旨を、指定管理者に文書で通知するとともに、情報通信交流館に掲示して公示します。

（2）協定の締結

①　指定管理者の候補者選定後、候補者と細目について協議し、指定管理者として指定された後に協定を締結します。

②　協定書は、包括協定と年度別協定の２つの協定を締結します。

1)　包括協定…指定期間を通じた基本事項に関する協定で、主な内容は次のとおりです。

・指定期間に関する事項
・業務に関連して保有する個人情報の保護に関する事項
・業務に関連して取得した情報等の公開に関する事項
・利用料金に関する事項
・県が支払う委託料に関する基本的な事項
・自主事業に関する事項
・事業計画及び事業報告に関する事項
・リスク分担に関する事項
・保険への加入に関する事項
・管理物件に関する事項
・協定の解除及び業務の停止に関する事項
・その他

2)　年度別協定…年度ごとの業務に係る事項を定めた協定で、主な内容は次のとおりです。

・当該年度の業務に関する事項
・当該年度に県が支払う委託料に関する事項
・その他

③　指定管理者が協定の締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

1)　正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

2)　経営状況の悪化等により、指定管理に係る業務の遂行が確実でないと認められるとき。

3)　著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

8　管理の基準・業務の内容等

（1）管理の基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に従い、適正な施設の管理を行うこととします。

① 関係法令及び条例等を遵守し、適正な施設の管理を行うこと。

1) 地方自治法、労働関係法令、興行場法、サンポート高松交流拠点施設条例など、関連する法令等を遵守し、業務を行ってください。

2) 指定管理者が情報通信交流館の利用者に対して、利用の許可その他の処分を行う場合には、香川県行政手続条例（平成７年香川県条例第５号）の規定が適用されます。

3) 指定管理者が行う情報通信交流館の利用者に対する各種の指導については、香川県行政手続条例は適用されませんが、これに準じて適切に行ってください。

② 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

③ 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

清掃、ハードウェア保守等といった個々の具体的業務を第三者へ委託することは差し支えありませんが、（２）の指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。また、個別の業務について再委託をする場合には、県の承認が必要です。

④ 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払ってください。なお、個人情報の適正な取扱いの具体的な内容等については、別途、協定書で定めるものとします。

⑤ 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

（２）の指定管理業務を行うに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこととします。指定期間が終了し、又は解除された後も同様とします。

⑥ 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

（２）の指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理するものについては、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な措置を講じてください。なお、情報公開の具体的な内容等については、別途、協定書等で定めるものとします。

⑦ 文書の管理・保存を適切に行うこと。

（２）の指定管理業務を行うに当たり作成し、又は受領した文書等は、管理に関する規程等を定めるなどにより、適切に管理・保存してください。また、指定期間終了後に、県の指示に従って引き渡してください。

⑧ 施設の利用時間、利用できない日、利用の承認の手続等について、あらかじめ知事の承認を受け、適切に（２）の管理業務を行うこと。

（２）業務の内容

指定管理者は、業務仕様書及び自らが提出した情報通信交流館事業計画書（自主事業に関する事項を除く。）に基づき、次の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うこととします。また、指定管理業務に加え、知事の事前の承認を受けて、自主事業を行うことができます。

① 施設の維持管理に関する業務

② 施設の運営に関する業務

③ 施設等の利用承認等及び利用料金の収受に関する業務

④ オフィスの使用料の収納に関する業務

⑤ その他施設の管理運営に必要な業務

なお、具体的な業務内容等については、業務仕様書を参照してください。業務仕様書の交付手続は、５（１）のとおりです。

（３）指定予定期間

令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（５年間）

（2024年４月１日から2029年３月31日まで）

ただし、管理運営を継続することが適当でないと判断した場合は、地方自治法第244条の２第11項の規定により指定を取り消すことがあります。

（４）指定管理者の収入等

① 利用料金

1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。ただし、情報通信交流館オフィスの使用料を除きます。

2) 条例に定める額の範囲内で利用料金を定めていただきますが、その設定又は変更に当たっては、知事の事前の承認が必要となります。

なお、今後消費税及び地方消費税の税率の変更等に伴って、条例に定める額を改正する場合があります。

3) 指定管理者は、香川県サンポート高松交流拠点施設条例第７条の規定により、特に必要があると認めたときは、知事の事前の承認を受けて、利用料金を減免することができます。

（※現行の利用料金、過去の利用料金収入、条例等については、【参考資料】を参照してください。）

② 委託料

1) 利用者サービスの向上と経費の縮減を十分に踏まえ、指定管理業務に必要な経費を算定してください。

2) 県は、指定管理業務に必要な経費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内で委託料として支払います。

3) 指定期間中の委託料について、債務負担行為を設定する予定です。

4) 委託料の支払時期、金額、支払方法等は、協議の上、協定で定めます。

③ 自主事業による収入

自主事業は、指定管理者の費用と責任において実施することとし、自主事業の収入は、指定管理者のものとします。ただし、自主事業の実施により生じた利益の一部については、利用者のサービス向上や施設の魅力向上に資するよう還元することを期待していますので、その還元方法について事業計画書に記載してください。

1) 自動販売機の設置やかがわDX Labの展示スペースの設置等に当たっては、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）により、知事の事前の使用許可が必要となります。

2) 事業の実施に当たっては、事前に県と協議が必要です。

④ 会計年度等

1) 経理は、毎年４月１日から翌年３月31日までの期間ごとに区分してください。

2) 指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

（５）新たな経費の負担（リスク分担）

物価変動その他の事情により、新たな経費を要することとなったときは、原則として次の負担区分に応じて、県又は指定管理者がその経費を負担することとします。

ただし、自主事業については、指定管理者が、その経費のすべてを負担することとします。

項　目	負担区分		備　考
	県	指定管理者	
①物価変動		○	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増
②金利変動		○	金利の変動に伴う経費の増

項　　目	負担区分		備　　考
	県	指定管理者	
③周辺地域･住民及び施設利用者への対応		○	地域との協調
		○	指定管理業務の内容に対する周辺地域住民及び施設利用者からの反対、要望等への対応
	○		上記以外
④法令の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更
		○	指定管理者に影響を及ぼす法令変更
⑤税制の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更
		○	一般的な税制変更
⑥議会・行政的理由による事業変更	○	○	県議会での方針転換又は行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容の変更を余儀なくされた場合における当該事情による増加経費
⑦不可抗力	○		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設･設備等の修復による経費の増加及び指定管理業務の履行不能
⑧書類の誤り	○		業務仕様書など県が作成した書類の誤りによるもの
		○	事業計画書など指定管理者が作成した内容の誤りによるもの
⑨施設の損傷		○	指定管理者の故意又は過失によるもの
	○		上記以外の理由によるもの
⑩設備･備品の紛失･損傷		○	指定管理者の故意又は過失によるもの
		○	交換部品等による修理又は補修が可能なもの
	○		上記以外の理由によるもの
⑪設備・備品の更改	○		設備・備品の更改
		○	設備・備品の更改に係る協力
⑫施設の修繕（ビルの躯体部分及び躯体部分に係る設備機器（専用空調機、専用エレベーター・エスカレーター等を含む。））	○		１件あたり100万円以上のもの
		○	１件あたり100万円未満のもの
⑬資料等の損傷		○	管理者として注意義務を怠ったことによるもの
⑭第三者への賠償		○	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合
	○		上記以外の理由により損害を与えた場合
⑮利用者への安全確保		○	施設賠償責任保険、ボランティア保険、館外での活動に係る保険等への加入
⑯セキュリティ		○	指定管理者の故意又は過失による情報漏えい、犯罪発生等
⑰事業終了時の費用		○	指定管理業務の期間が終了した場合における事業者の撤収費用
		○	指定の取消し又は業務停止により生ずる経費

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

（6）保険への加入

指定管理者は、来館者に対する賠償責任の履行を確保するため、知事の承認を得たうえで、指定管理業務を開始する日までに、自己の負担により施設損害賠償保険に加入するものとします。

また、指定管理者は、指定管理業務に協力するボランティア及び館外活動に参加する利用者等に対する賠償責任の履行を確保するため、当該ボランティア等が参加する事業を実施するまでに、自己の負担により必要な保険に加入するものとします。

（7）指定管理業務の継続が困難になった場合等の措置

① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに県に報告しなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の実施が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合、県は、指定管理者に対して改善の勧告や指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、県は、地方自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

③ 指定管理者の経営状況が著しく悪化し、指定管理業務の継続が困難と認められる場合、指定管理者に指定管理業務を行わせることが社会通念上不適当と判断される場合には、県は、地方自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すことができます。

④ 上記②又は③により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者は県に対して、当該年度の委託料の10％に相当する額を違約金として支払わなければなりません。この場合において、当該違約金は損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとします。

⑤ 県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合、県と指定管理者は指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

（8）調査及び監査等

① 県は、指定管理業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、指定管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかった場合、県は地方自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すことができます。

② 県監査委員等が、指定管理業務について必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

③ 県は、個人情報の管理、コンピューターウィルスの感染防止対策などについて、必要があると認める場合、情報セキュリティ監査を実施します。

④ サービス向上の観点から、県と協議の上、アンケート調査等により利用者のニーズを把握し、指定管理業務の実施に反映してください。また、これらの状況について、県に報告してください。

（9）その他

① 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

② 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、県が指定する日までに、自主事業に係る設備・備品等を撤去し、原状に回復しなければなりません。

③ 業務の引継ぎ

1) 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

・ 指定管理業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。

・　現行の指定管理者が受け付けた令和６年４月１日以降の予約については、基本的に引き継ぐこととし、指定管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

2)　「Setouchi-i-Base」コーディネーター業務受託者からの業務引継ぎ

・　「Setouchi-i-Base」コーディネーター業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。

・　「Setouchi-i-Base」利用者の相談・伴走支援をスムーズに引き継げるよう、漏れのない引き継ぎを行うこととします。

3)　指定管理業務の事前準備

・　県との協定締結後、指定管理者は指定管理業務実施のために必要な事前準備を行ってください。

4)　次期の管理者への業務引継ぎ

・　指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、県又は次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料等について提供していただきます。ただし、指定管理者が指定管理業務を行うために、県から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、直ちに県に返還し、又は引き渡すものとし、県の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去してください。

９ 問い合わせ先

香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課　総務・情報通信産業振興グループ

〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番10号

電　話　087-832-3121、　ＦＡＸ　087-834-1542

E-mail　digital@pref.kagawa.lg.jp

【参考資料】

１　情報通信交流館の現況等（資料１）・・１５

２　現行の利用料金（資料２）・・１８

３　香川県サンポート高松交流拠点施設条例（資料３－１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　　香川県サンポート高松交流拠点施設規則（資料３－２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

４　香川県行政手続条例

５　香川県行政手続条例施行規則

６　香川県情報公開条例

７　香川県情報公開条例施行規則

※　４～７については、「香川県法規集」に掲載されております。(https://en3-jg.d1-law.com/kagawa-ken/index.htm)

資料１

情報通信交流館の現況等

1 事業の概要

○　情報通信交流館（ｅ-とぴあ・かがわ）は、県内高度情報化の推進拠点として、県民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報化による集いと交流により、サンポート高松の賑わいのある街づくりに寄与することを目的として、高松シンボルタワー４～５階（約3,300㎡）に、ＰＦＩ事業で平成15年度に整備し、平成16年度から現在まで、指定管理により運営を継続している。

情報通信関連産業の育成・誘致に取り組むため、令和２年11月に、５階の一部を改修し、オープンイノベーション拠点「Setouchi-i-Base（セトウチアイベース）」を整備。令和５年４月には、３階南側（約670㎡）に県・全市町と民間事業者がＤＸによるまちづくりに向けて共創する拠点「かがわDX Lab(カガワディーエックスラボ)」(オフィス７室を併設）をオープンした。

2 施設運営の概要

○　主な事業内容

「ＩＴに見て、触れて、体験できる県民の情報拠点施設」というコンセプトのもと、

・ＩＴを体験しながら学習できる展示や、ワークショップの開催
・初級者から上級者まで各レベルに応じた講座
・ロボット科学教育の実施やデジタル映像制作の支援
・サンポート高松の民間事業者とも連携した各種イベントの実施

など、県民のニーズに基づいた多彩な事業を展開し、子どもからお年寄りまで幅広い層が利用している。

また、貸室サービスを提供しており、専門学校や各種団体などが、パソコンを使用した講習会を開催する場合などにも利用しているほか、メンバー会員や会員からなるクラブやＮＰＯなどが活動する際の拠点としても利用されている。

３階のかがわDX Labにおいては、かがわDX Labの会員の交流促進や、オフィスの管理等を行い、５階のSetouchi-i-Baseにおいては、コワーキング・コラーニングスペース等の提供や、３Dプリンター等の創作機器・デジタル編集機器の共同利用の提供等を行っている。

○　運営組織　　職員数21名（常勤17名、非常勤４名）(R5.4.1現在)

○　開館時間等

開館時間:＜かがわDX Lab以外＞　火曜日～金曜日　10:00～21:30
土曜日・日曜日・祝日　10:00～18:00
＜かがわDX Lab(交流室及びカンファレンスルーム)＞
月曜日～金曜日　10:00～18:00

休館日　：＜かがわ DX Lab 以外＞ 月曜日、年末年始
＜かがわ DX Lab(交流室及びカンファレンスルーム)＞
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

○　運営体制（R5.4.1現在）

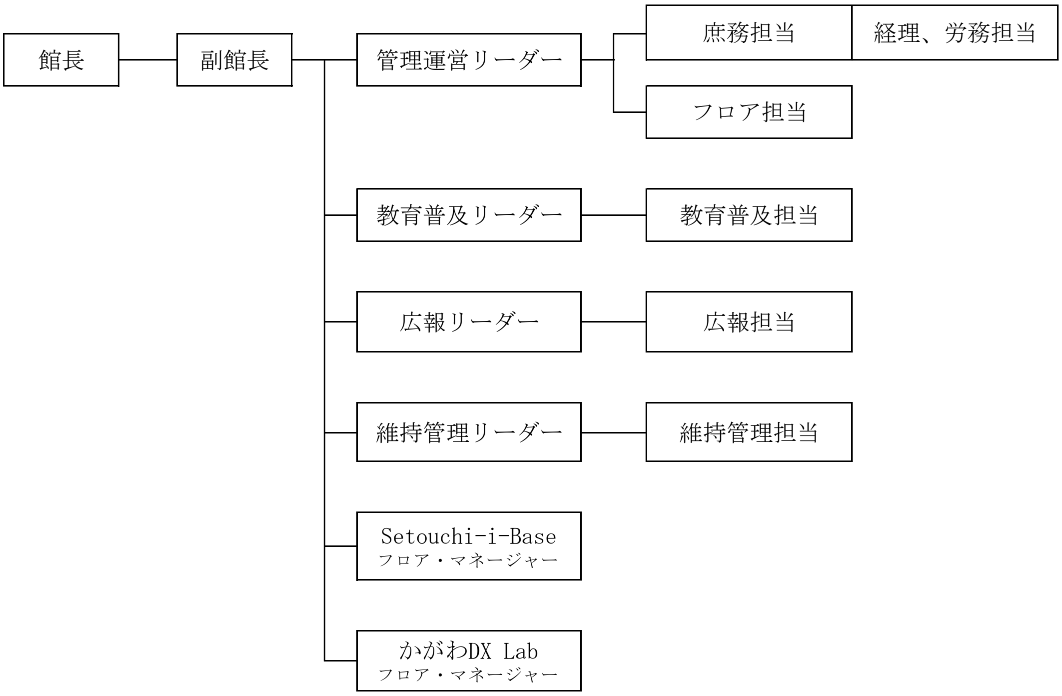

3 資料

○　委託料の推移　（単位：千円）

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
235,274	237,414	237,492	237,454	249,180	1,196,814

※R5年度は予算額ベース

○　利用者数の推移及びe-とぴあの状況

（単位：人・回・件）

	利用者数※	会員登録数（年度末現在）	クラブ数（年度末現在）	イベント参加者数	講座実施回数	講座受講者数	ＩＴ相談件数
R元年度	124,749	12,958	29	45,570	830	29,628	328
R2年度	61,880	13,023	25	5,818	757	14,744	116
R3年度	76,635	13,139	29	6,480	942	23,848	152
R4年度	90,211	13,278	31	10,101	1,164	22,584	151
合　計	353,475	―	―	67,969	3,693	90,804	747

※利用者数にはSetouchi-i-Baseの利用者及び館外での講座受講者を含む。

○　Setouchi-i-Baseの会員等の状況　（単位：人）

	R2 年度 (11 月以降)	R3 年度	R4 年度
総利用者数（開設時からの累計）	4,162	14,049	27,203
Web 会員数（開設時からの累計）	559	1,155	1,847
個人・一般会員(講座受講者含む)	38	41	80
個人・ナイト・ホリデー会員	11	19	21
個人・学生会員	19	34	36
法人会員	10	23	31
一時利用（開設時からの累計）	166	921	2,322
Setouchi-i-Base における拠点活動を通じた起業・フリーランス・就職等の件数〔累計〕	5	45	88

○　かがわＤＸ Ｌａｂの会員の状況

21団体、18自治体（県・全市町）が会員登録（令和５年６月30日時点）

○　利用料金収入の状況

（単位:千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
元年度	94	135	259	56	160	360	144	346	387	195	370	11	2,517
2年度	5	42	268	108	48	148	199	172	346	370	448	369	2,523
3年度	550	574	795	542	505	657	794	824	874	801	895	880	8,691
4年度	853	951	1,094	1,102	1,064	1,198	1,167	1,322	1,277	1,220	1,176	1,220	13,644

○　施設の年間稼働率（令和４年度）

施　設　名	稼 働 率 (%)	うち、専用使用 (貸室分)(注)	うち、イベント・講座等
大研修室（クラスルームＢ）	35.9	6.4	29.5
中研修室（クラスルームＡ）	37.9	14.5	23.4
小研修室（クラスルームＣ）	29.6	23.4	6.3
多目的ホール（ＢＢスクエア）	30.3	4.2	26.1

（注）専用使用（貸室分）は、利用料金収入の対象

資料２

（現行の利用料金）

情報通信交流館 e-とぴあ・かがわ

施設使用料

（単位：円）

施設	収容人数	1時間当たり	10-12時	13-15時	16-18時	19-21時	10-15時	13-18時	16-21時	10-18時	13-21時	10-21時	時間外1時間
クラスルームA（20名利用）	20	1,040	2,080	2,080	2,080	2,080	5,200	5,200	5,200	8,320	8,320	11,440	1,040
クラスルームA（10名利用）	10	520	1,040	1,040	1,040	1,040	2,600	2,600	2,600	4,160	4,160	5,720	520
クラスルームB	40	2,090	4,180	4,180	4,180	4,180	10,450	10,450	10,450	16,720	16,720	22,990	2,090
クラスルームC	15	520	1,040	1,040	1,040	1,040	2,600	2,600	2,600	4,160	4,160	5,720	520
BBスクエア	165	5,230	10,460	10,460	10,460	10,460	26,150	26,150	26,150	41,840	41,840	57,530	5,230

BBスクエアの利用に際し、以下の付属設備及び器具等の利用を希望する場合の料金

（単位：円）

施設名	設備	単位	1式につき 1回（1日）当たり	備考
BBスクエア	200インチDLP映写装置	一式	3,140	デジタルライトプロセッシング方式、 9：16横長ワイド式CD・DVDプレーヤー　等
	5.1chサラウンド音響装置	一式	2,090	MDプレーヤー、CDプレーヤー、 カセットデッキ　等
	特別演出照明設備	一式	2,090	ダウンライト32灯、アッパーライト6灯、 ローリングタワー　等
	ステージ台	一台	100	W1800×D900×H300　全24台
	演台	一台	520	
	花台	一台	210	
	司会者台	一台	310	

Setouchi-i-Base

料金案内・会員登録

プラン	区分	料金（税込み）	備考
個人会員	一般	8,000円／月	• 全日利用可
	ナイト・ホリデー	4,000円／月	• 平日は18時以降利用可 • 土日祝は全日利用可
	学生	2,000円／月	• 学生限定全日利用可
法人会員	法人	20,000円／月	• 全日利用可 • 利用する方を限定せず、最大３名まで同時利用可
ドロップイン（一時利用）	—	300円／h 最大1,200円／日	• 一時利用
ロッカー利用 郵便受付	—	2,200円／月	• 数に限りがあります。 • 個人会員または法人会員の方のみ利用可

- 会員への申込みは情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）の受付窓口とウェブサイトで行っております。
- 利用料金は先払いとなります。また、月の途中で会員加入された場合は、日割り計算を行います。
- 学生会員の方は、学生の身分証明が必要になります。
- 法人登記については、別途ご相談ください。

● 利用区分について　Setouchi-i-Base

利用区分	一時利用	月額会員 （個人会員/法人会員） 月額会員登録はこちら	Web会員 （無料）
TV会議室	1室当たり520円/h	○	×
3Dプリンター(創作工房)	1式につき500円/h		
レーザーカッター(創作工房)	1式につき550円/h		
デジタル編集システム	1式につき500円/h		

● 利用区分について　ポータルサイト

利用区分	一時利用	月額会員 （個人会員/法人会員） 月額会員登録はこちら	Web会員 （無料）
イベント参加	○※	○※	○※
Web会員限定動画閲覧	×	×	○
自主イベント企画提案	×	○	×

● ※：イベント参加料金が別途発生する場合があります。

かがわDX Lab

ご利用案内

開館時間	平日10:00～18:00
休館日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）

施設利用料金

サテライトオフィス使用料	**ホームページに掲載**
会費	月会費 5,000円
展示コーナー	調整中
ロッカー	月額 2,200円
カンファレンスルーム	１時間 1,000円

（参考）

情報通信関連産業の育成・誘致に係る業務について

これまで県が直営で実施してきた情報通信関連産業の育成・誘致に係る業務のうち、主要なものについては、下記のとおりです。

１）人材育成事業

アプリ開発やＷｅｂ制作、事業創造の促進などに関する実践的な講座等を実施することにより、情報通信関連分野をはじめとした社会全体のデジタル化を支える人材の育成に取り組んできた。以下に、主要な講座等を抜粋する。なお、講座等の詳細については、Setouchi-i-Base ポータルサイトのイベントページを参照すること。

令和５年度

講座	内容・特徴	実施時期	定員	受講者	受講料
DXベーススキル養成講座（受託者:SO Technologies㈱）	DX の基礎から AI や IoT といった先端技術、デジタルマーケティングについて体系的に学習することで、DX 領域のベーススキル向上を目指す基礎講座をオンラインで開講	R5.7.18～11.6	500 名	351 名	無料
アプリ開発等人材養成講座（かがわコーディングブートキャンプ）（受託者：㈱div）	アプリ等の開発に必要となるプログラミングスキルを短期集中的に習得する講座を実施	R5.7.16～11.4	15 名	11 名	30 万円/人
Web クリエイター養成講座(受託者:キラメックス㈱)	受講者のニーズに合わせ、Web デザイン、Web 制作、Web マーケティング、動画編集を選択して学習する講座を実施	調整中	30 名	募集前	20 万円/人
かがわアントレプレナーシップ養成講座(受託者:有限責任監査法人トーマツ高松事務所)	起業家や第二創業を目指す経営者、新規事業への展開を目指す中小企業、起業に関心のある学生等を対象に、ビジネスモデルの創造と経営マネジメントを学ぶことができる講座を実施	調整中(全５回)	20 名	募集前	無料

令和４年度

講座	内容・特徴	実施時期	定員	受講者	受講料
アプリ開発等人材養成講座（かがわコーディングブートキャンプ）（受託者：㈱div）	アプリ等の開発に必要となるプログラミングスキルを短期集中的に習得する講座を実施	R4.7.18～11.6	30 名	15 名	30 万円/人
Web クリエイター養成講座（受託者：キラメックス㈱）	見やすく、使いやすいデザインとサイトへの集客について学習した後、Web 制作、Web マーケティング、動画編集を選択して学習する講座を実施	R4.11.13～R5.3.5	30 名	26 名	20 万円/人

かがわアントレプレナーシップ養成講座(受託者:有限責任監査法人トーマツ大阪事務所)	起業家や第二創業を目指す経営者、新規事業への展開を目指す中小企業、起業に関心のある学生等を対象に、ビジネスモデルの創造と経営マネジメントを学ぶことができる講座を実施	R4.10.15～12.10(全5回)	20名	14名	無料

令和3年度

講座	内容・特徴	実施時期	定員	受講者	受講料
アプリ開発等人材養成講座（かがわコーディングブートキャンプ）（受託者：㈱div)	アプリ等の開発に必要となるプログラミングスキルを短期集中的に習得する講座を実施	R3.7.18～11.6	30名	24名	30万円/人
かがわAIゼミナール　実践講習会（受託者：スキルアップAI㈱)	AI技術の利活用を推進する人材を育成するため、県内企業等の技術者等を対象に、AIに関する基礎的な知識・技術の学習及び最新の技術動向等の情報を提供する講座を実施	R3.10.7～R4.2.10(全7回)	40名	22名	10万円/人
かがわAIゼミナール　実務講習会（講師：東京大学松尾研究室）		R4.3.10	100名	103名	無料
かがわＩｏＴ実践ゼミナール（受託者：㈱ウフル）	企業等が抱える課題に対して、ＩｏＴを活用した解決策の企画・立案から試作品の製作までを一貫して行う実践的な講座を実施	R3.6.30～9.29(全7回)	30名	12名	5万円/人
かがわアントレプレナーシップ養成講座（受託者：デロイトトーマツベンチャーサポート㈱)	起業家や第二創業を目指す経営者、新規事業への展開を目指す中小企業、起業に関心のある学生等を対象に、ビジネスモデルの創造と経営マネジメントを学ぶことができる講座を実施	R3.11.20～R4.2.20(全6回)	30名	25名	無料

令和2年度

講座	内容・特徴	実施時期	定員	受講者	受講料
アプリ開発等人材養成講座（かがわコーディングブートキャンプ）（受託者：㈱div)	アプリ等の開発に必要となるプログラミングスキルを短期集中的に習得する講座を実施	R2.11.8～R3.3.6	30名	30名	30万円/人
かがわAIゼミナール基礎講座（受託者：スキルアップAI㈱)	AIの実践的な知識・技術を基礎から応用まで体系的に学習する講座を三豊市や東京大学大学院松尾研究室と連携して実施	R2.9.4～10.22(全8回)	24名	19名	10万円/人

かがわAIゼミナール応用講座（講師：東京大学松尾研究室）		R2.11.19～R3.2.5（全6回）	50名	34名	6万円/人
アントレプレナーシップ養成セミナー起業・新規事業編（講師：㈱ゼロワンブースター）	起業家においては起業に必要な知識や情報のインプットに加え、起業家マインドの醸成や、ビジネスプランの実践環境でのブラッシュアップの手法を、企業においてはイントラプレナー（社内起業家）を発掘・教育する手法を学ぶことで、イノベーション創出に向けた機運の醸成を図る	R3.1.24	－	33名	無料
アントレプレナーシップ養成セミナー支援機関編（講師：㈱ゼロワンブースター）	地域における新産業の創出や、既存産業の活性化、他地域との連携、大学においては研究技術の社会実装などを通じて、イノベーション創出を目指し、地域のスタートアップ支援の手法を学習する	R3.2.19	－	47名	無料

２）拠点運営事業

拠点において生み出されたアイデアを起業、第二創業、既存企業の競争力強化につなげていくため、コーディネーターを中心に、拠点に集う人材の起業相談やビジネスマッチング支援等を行ってきた。なお、イベントの詳細はSetouchi-i-Baseポータルサイトのイベントページを参照すること。

（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
相談件数	151	595	417	67	1,230
イベント開催件数	69	106	139	10	324
イベント参加者数	2,957	28,928	8,948	171	41,004
うち、会場参加者	593	301	910	89	1,893
うち、オンライン参加者	2,364	28,627	8,038	82	39,111
コーディネーター配置人数	7	7	8	9	－

※集計期間：令和2年11月7日～令和5年5月31日

（以上）

資料３－１

○香川県サンポート高松交流拠点施設条例

平成15年３月24日
条例第２号

改正　平成15年12月19日条例第64号　平成16年10月15日条例第52号
平成17年７月15日条例第46号　平成22年７月13日条例第29号
平成26年３月25日条例第５号　平成31年３月19日条例第２号
令和２年３月24日条例第４号　令和４年10月19日条例第27号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例をここに公布する。

香川県サンポート高松交流拠点施設条例

（設置）

第１条　サンポート高松において、人、物、情報等の総合的な交流拠点を創造することにより、本県における国際交流及び情報化の推進、産業の振興並びに都市機能の再生を図り、にぎわいを創出するため、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を高松市に設置する。

２　交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。

（１）　国際会議場
（２）　展示場
（３）　情報通信交流館
（４）　産業振興センター
（５）　観光情報センター
（６）　多目的広場
（７）　駐車場

一部改正〔平成15年条例64号・16年52号・令和２年４号〕

（使用料の納入）

第２条　前条第２項各号（第５号を除く。）に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

一部改正〔平成15年条例64号・16年52号・令和２年４号・４年27号〕

（利用の承認）

第３条　交流拠点施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

追加〔平成17年条例46号〕

（指定管理者による管理）

第４条　交流拠点施設の各施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　知事は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

（１）　当該施設の平等な利用が確保されること。
（２）　当該施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、その施設の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
（３）　事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
（４）　その他交流拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

３　知事は、当該施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人に限ることができる。

４　第２項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

５　知事は、第２項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の２第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様と

する。
6　指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、当該施設の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。
7　知事は、当該施設の管理を指定管理者に行わせることとしたときは、前条の承認を、規則で定めるところにより、当該指定管理者に行わせることができる。

全部改正〔平成15年条例64号〕、一部改正〔平成16年条例52号・17年46号〕

（利用料金の収受）
第５条　知事は、第１条第２項第１号から第３号まで又は第６号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

追加〔平成15年条例64号〕、一部改正〔平成17年条例46号・22年29号・令和２年４号〕

（利用料金の承認）
第６条　利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

追加〔平成15年条例64号〕、一部改正〔平成17年条例46号〕

（利用料金の減免）
第７条　指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

追加〔平成15年条例64号〕、一部改正〔平成17年条例46号〕

（利用料金の不還付）
第８条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

追加〔平成15年条例64号〕、一部改正〔平成17年条例46号〕

（適用除外）
第９条　第５条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する施設（第１条第２項第３号に掲げる施設のうち規則で定めるものを除く。）の利用については、第２条の規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例46号〕、一部改正〔令和４年条例27号〕

（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、交流拠点施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例64号・17年46号〕

附　則

（施行期日）
1　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年２月規則第６号で、同16年３月30日から施行。ただし、第３条、第５条、第８条及び別表の規定は同年２月20日から、第１条第２項第４号の規定及び附則第２項中香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）別表第１　第１表　使用料の部　２　公の施設の使用料16の項の次に17の項を加える改正規定（産業振興センターに係る部分に限る。）は同年４月１日から、第１条第２項第３号及び第５号、第４条、第６条並びに第７条の規定は同年４月４日から、第１条第２項第１号及び第２号の規定並びに附則第２項中香川県使用料、手数料条例別表第１　第１表　使用料の部　２　公の施設の使用料16の項の次に17の項を加える改正規定（国際会議場及び展示場に係る部分に限る。）は同年５月20日から施行）

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）
2　香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第１　第１表　使用料の部　２　公の施設の使用料中39の項を40の項とし、17の項から38の項までを１項ずつ繰り下げ、16の項の次に次のように加える。

17　香川県サンポート高松交	国際会議場 会議室使用料	午前９時から午	107,100円を超えない範

流拠点施設		後10時まで	囲で規則で定める額
	応接室使用料	午前９時から午後10時まで	9,000円を超えない範囲で規則で定める額
	第１控室使用料	午前９時から午後10時まで	4,100円を超えない範囲で規則で定める額
	第２控室使用料	午前９時から午後10時まで	4,100円を超えない範囲で規則で定める額
	ビジネスルーム使用料	午前９時から午後10時まで	6,300円を超えない範囲で規則で定める額
	展示場		
	展示場使用料	午前９時から午後10時まで	95,000円を超えない範囲で規則で定める額
	産業振興センター		
	事務室使用料	１月 １平方メートル	3,000円
	多目的広場		
	多目的広場使用料		
	専用使用の場合	午前９時から午後10時まで	65,000円を超えない範囲で規則で定める額
	駐車場		
	駐車場使用料	１台につき30分当たり	150円を超えない範囲で規則で定める額
	附属設備及び器具の使用料	別に規則で定める額	
	午前９時前又は午後10時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料は、別に規則で定める。		

一部改正〔平成15年条例64号〕

附　則（平成15年12月19日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年10月15日条例第52号）

（施行期日）

1　この条例は、平成16年11月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、公布の日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

2　香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成17年７月15日条例第46号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年７月13日条例第29号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月25日条例第５号抄）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月19日条例第２号抄）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年３月24日条例第４号）

（施行期日）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和２年７月規則第45号で、第１の表の改正部分は、同２年８月１日から施行）

（令和２年10月規則第58号で、第２の表の改正部分は、同２年11月７日から施行）
（令和３年９月規則第92号で、第３の表の改正部分は、同３年10月１日から施行）

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

２　香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和４年10月19日条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（令和５年３月規則第９号で、同５年４月１日から施行）

（準備行為）

２　改正後の第９条の規則で定める施設を利用しようとする者は、この条例の施行の日前においても、第３条の規定の例により、その利用の承認を受けることができる。この場合において、その利用の承認を受けた者は、同日において同条の承認を受けたものとみなす。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

３　香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第５条、第６条関係）

施設等	単位	金額
国際会議場		
会議室	１時間当たり	13,570円
応接室	１時間当たり	1,170円
第１控室	１時間当たり	540円
第２控室	１時間当たり	540円
ビジネスルーム	１時間当たり	830円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
展示場		
展示場	１時間当たり	12,050円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
情報通信交流館		
大研修室	１時間当たり	2,090円
中研修室	１時間当たり	1,040円
小研修室	１時間当たり	520円
多目的ホール	１時間当たり	5,230円
５階交流室	１人につき１時間当たり	300円
会議室	１時間当たり	520円
３階交流室	１人につき１時間当たり	300円
カンファレンスルーム		
専用使用の場合	１時間当たり	1,000円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
多目的広場		
専用使用の場合	１時間当たり	7,530円
電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料の額は、別に規則で定める。		

全部改正〔平成17年条例46号〕、一部改正〔平成22年条例29号・26年５号・31年２号・令和２年４号・４年27号〕

資料３－２

○香川県サンポート高松交流拠点施設規則

規則平成15年３月28日
規則第34号

改正　平成16年２月20日規則第７号　平成16年10月29日規則第83号
平成17年３月29日規則第32号　平成17年７月15日規則第73号
平成18年３月28日規則第36号　平成18年７月14日規則第69号
平成19年８月28日規則第79号　平成20年４月25日規則第37号
平成20年11月28日規則第65号　平成22年７月30日規則第51号
平成23年３月31日規則第29号　平成25年３月29日規則第34号
平成26年３月25日規則第７号　平成29年３月７日規則第６号
平成31年３月19日規則第７号　平成31年３月19日規則第12号
令和２年７月21日規則第46号　令和２年10月27日規則第59号
令和３年９月28日規則第94号　令和４年10月19日規則第42号
令和５年３月17日規則第10号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則をここに公布する。

香川県サンポート高松交流拠点施設規則

目次

第１章　総則（第１条―第１条の３）
第２章　国際会議場、展示場及び多目的広場の利用（第２条―第10条）
第３章　情報通信交流館の利用
第１節　オフィス以外の施設（第11条―第16条）
第２節　オフィス（第17条・第17条の２）
第４章　産業振興センターの利用（第18条―第28条）
第５章　観光情報センターの利用（第29条・第30条）
第６章　駐車場の利用（第31条―第33条の３）
第７章　指定管理者による管理（第34条―第34条の３）
第８章　雑則（第35条―第39条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第２号。以下「条例」という。）第３条、第４条第６項及び第７項、第９条並びに第10条の規定に基づき、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成16年規則７号・83号・17年73号・令和４年42号〕

（利用の承認を要する施設）

第１条の２　交流拠点施設のうち条例第３条の承認（第34条の規定により指定管理者が行う場合を含む。）を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

（１）　国際会議場

（２）　展示場

（３）　情報通信交流館のうち大研修室、中研修室、小研修室、多目的ホール、会議室、カンファレンスルーム（専用使用により利用する場合に限る。第13条において同じ。）及びオフィス

（４）　産業振興センターのうち事務室

（５）　多目的広場（専用使用により利用する場合に限る。）

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成26年規則７号・令和２年46号・59号・３年94号・４年42号〕

（使用料納入施設）

第１条の３　条例第９条の規則で定めるものは、オフィスとする。

追加〔令和４年規則42号〕

第２章　国際会議場、展示場及び多目的広場の利用

全部改正〔平成16年規則83号〕、一部改正〔令和４年規則42号〕

（利用時間）

第２条　国際会議場及び展示場を利用することができる時間並びに多目的広場を専用使用により利用することができる時間は、午前９時から午後10時までとする。

２　知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、国際会議場、展示場及び多目的広場（以下「国際会議場等」という。）を利用することができる時間を変更することができる。

一部改正〔平成16年規則７号・83号・令和３年94号〕

（利用することができない日）

第３条　国際会議場及び展示場を利用することができない日は、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。

２　知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、国際会議場及び展示場を利用することができない日を変更し、又は国際会議場等を利用することができない日を設けることができる。

一部改正〔平成16年規則７号〕

（利用の承認）

第４条　国際会議場等に係る条例第３条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申込書は、利用しようとする日（２日以上継続して利用しようとする場合は、その初日とする。以下同じ。）の１年前の日の属する月の初日から当該利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　知事は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしないことができる。

（１）　交流拠点施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

（２）　交流拠点施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（３）　交流拠点施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、交流拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

４　利用承認には、交流拠点施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

一部改正〔平成16年規則７号・83号・17年73号・23年29号・令和３年94号〕

（利用の承認の変更）

第５条　利用承認を受けた者（以下「会議場等利用者」という。）は、当該利用承認に係る条例第３条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けようとするときは、国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書（第２号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の場合において、利用する日を変更しようとするときは、前条第２項に規定する期間内に前項の申込書を提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　前条第３項及び第４項の規定は、変更承認について準用する。

一部改正〔平成16年規則７号・83号・17年73号・令和３年94号〕

（利用の中止の届出）

第６条　会議場等利用者は、国際会議場等の利用の全部又は一部を中止しようとするときは、国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則７号・83号・18年36号・令和３年94号〕

（利用の承認の取消し等）

第７条　知事は、会議場等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認若しくは変更承認を取り消し、又は国際会議場等の利用の停止を命ずることができる。

（１）　この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

（２）　偽りその他不正の手段により利用承認又は変更承認を受けたとき。

（３）　第４条第３項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（４）　第４条第４項（第５条第３項において準用する場合を含む。）の規定により付された承認の条件に違反したとき。

一部改正〔平成17年規則73号〕

（使用料の納付時期）

第８条　会議場等利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに使用料を納付しなければならない。ただし、利用承認を受けた日から当該利用承認に係る利用しようとする日までの期間が30日に満たないとき、又は変更承認を受けたときは、知事が別に定める日までに使用料を納付しなければならない。

（１）　別表第１第１号に規定する使用料　利用承認を受けた日から30日以内

（２）　前号に掲げる使用料以外の使用料　知事が別に定める日

２　前項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ないと認めるときは、別に納付時期を指定することができる。

一部改正〔平成16年規則７号・17年73号〕

（使用料の免除）

第９条　知事は、国、地方公共団体又は公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが利用承認又は変更承認を受けて多目的広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成16年規則83号・17年73号・18年36号・20年65号・25年34号・令和３年94号〕

（使用料の還付）

第10条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の使用料を還付する。

（１）　天災地変その他会議場等利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき　全額

（２）　国際会議場等を利用しようとする日の７日前までに第６条の規定による届出があったとき　使用料の額に100分の60を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第３章　情報通信交流館の利用

追加〔平成16年規則７号〕

第１節　オフィス以外の施設

追加〔令和４年規則42号〕

（利用時間）

第11条　情報通信交流館（３階交流室、カンファレンスルーム及びオフィスを除く。第３項及び第12条において同じ。）を利用することができる時間は、午前10時から午後９時30分までとする。

２　３階交流室及びカンファレンスルームを利用することができる時間は、午前10時から午後６時までとする。

３　第１項の規定にかかわらず、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）において情報通信交流館を利用することができる時間は、午前10時から午後６時までとする。

４　知事は、必要があると認めるときは、前３項の規定にかかわらず、臨時に、第１項及び第２項に規定する施設（以下この節において単に「施設」という。）を利用することができる時間を変更することができる。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔令和２年規則59号・４年42号〕

（利用することができない日）

第12条　情報通信交流館を利用することができない日は、次のとおりとする。

（１）　月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

（２）　12月29日から翌年の１月３日までの日

２　３階交流室及びカンファレンスルームを利用することができない日は、次のとおりとする。

（１）　休日

（２）　12月29日から翌年の１月３日までの日

３　知事は、必要があると認めるときは、前２項の規定にかかわらず、臨時に、施設を利

用することができない日を変更し、又は施設を利用することができない日を設けることができる。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔令和２年規則59号・４年42号〕

（利用の承認）

第13条　大研修室、中研修室、小研修室、多目的ホール、会議室又はカンファレンスルーム（以下「大研修室等」という。）に係る条例第３条前段の規定による利用の承認（以下この節において「利用承認」という。）を受けようとする者は、情報通信交流館大研修室等利用申込書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申込書は、利用しようとする日の３月前の日の属する月の初日から当該利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　第４条第３項及び第４項の規定は、利用承認について準用する。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号・26年７号・令和２年46号・59号・４年42号〕

（利用の承認の変更）

第14条　利用承認を受けた者（以下「大研修室等利用者」という。）は、当該利用承認に係る条例第３条後段の規定による変更の承認（以下この節において「変更承認」という。）を受けようとするときは、情報通信交流館大研修室等利用変更申込書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の場合において、利用する日を変更しようとするときは、前条第２項に規定する期間内に前項の申込書を提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　第４条第３項及び第４項の規定は、変更承認について準用する。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号・令和４年42号〕

（利用の中止の届出）

第15条　大研修室等利用者は、大研修室等の利用を中止しようとするときは、情報通信交流館大研修室等利用中止届（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号・令和４年42号〕

（利用の承認の取消し等）

第16条　知事は、大研修室等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認若しくは変更承認を取り消し、又は大研修室等の利用の停止を命ずることができる。

（１）　この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

（２）　偽りその他不正の手段により利用承認又は変更承認を受けたとき。

（３）　第４条第３項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（４）　第13条第３項又は第14条第３項において準用する第４条第４項の規定により付された承認の条件に違反したとき。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号・令和４年42号〕

第２節　オフィス

追加〔令和４年規則42号〕

（利用の承認等）

第17条　第19条から第25条（第20条第２項ただし書の規定を除く。）まで及び第28条の規定はオフィスの利用の承認を受ける者について、第26条の規定はオフィスの利用の承認の取消し等について、第27条の規定はオフィスの使用料について、それぞれ準用する。

全部改正〔令和４年規則42号〕

（書類の様式）

第17条の２　オフィスの利用に係る手続の書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

（１）　前条において準用する第19条第１項に規定する申込書　情報通信交流館オフィス利用申込書（第７号様式）

（２）　前条において準用する第20条の２に規定する申込書　情報通信交流館オフィス利用変更申込書（第８号様式）

（３）　前条において準用する第23条に規定する申請書　情報通信交流館オフィス改造等承認申請書（第９号様式）

（４）　前条において準用する第25条に規定する届出書　情報通信交流館オフィス利用中

止届（第10号様式）
追加〔令和４年規則42号〕

第４章　産業振興センターの利用

追加〔平成16年規則７号〕

（利用者の資格）

第18条　事務室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、知事が適当と認めるものとする。

（１）　個人、会社又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項各号（第３号及び第４号を除く。）に掲げる中小企業団体（以下この条において「事業者等」という。）であって、新役務の開発又は提供、新商品の開発又は販売、役務の新たな提供の方式の導入、商品の新たな販売の方式の導入、新たな事業活動を行うための調査業務の実施その他の新たな事業を営もうとするもの

（２）　本県産業の振興に資する事業を営もうとする事業者等

（３）　事業者等の事業活動を支援する業務を行う者

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕

（利用の承認）

第19条　事務室に係る条例第３条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、知事が定める日までに、産業振興センター利用申込書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　履歴（団体にあっては、沿革）を記載した書類

（２）　事務室で実施する事業の内容を記載した書類

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

３　利用承認は、知事が別に定めるところにより実施する選考の結果に基づいて行うものとする。

４　第４条第３項及び第４項の規定は、利用承認について準用する。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号・令和４年42号〕

（利用期間等）

第20条　利用承認により事務室を利用することができる期間は、３年以内とする。

２　知事は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。ただし、第18条第１号及び第２号に掲げる者にあっては、当該利用を開始した日から起算して５年を超えることができない。

３　利用承認を受けた者（以下「事務室利用者」という。）は、前項の規定により第１項の期間を延長しようとするときは、当該期間が満了する日の３月前までに、当該延長する期間について、新たに利用承認を受けなければならない。

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕

（利用の承認の変更）

第20条の２　事務室利用者は、当該利用承認に係る条例第３条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けようとするときは、産業振興センター利用変更申込書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

２　第４条第３項及び第４項の規定は、変更承認について準用する。

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔令和４年規則42号〕

（費用の負担）

第21条　次に掲げる費用は、事務室利用者の負担とする。

（１）　事務室で使用する電気及び電話の使用料

（２）　知事が別に定める軽微な修繕に要する費用

（３）　事務室の改造並びに設備の設置及び撤去に要する費用

（４）　廃棄物の処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用

（５）　前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める費用

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕

（転貸等の禁止）

第22条　事務室利用者は、事務室を第三者に貸し付け、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

追加〔平成16年規則７号〕

（改造等の承認）
第23条　事務室利用者は、事務室に改造を加えようとするとき、又は特殊な設備を搬入しようとするときは、あらかじめ、産業振興センター改造等承認申請書（第13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔令和４年規則42号〕
（報告）
第24条　事務室利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
（１）　住所又は氏名（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったとき。
（２）　事務室で営む事業を変更するとき。
（３）　事務室を継続して15日以上利用しないとき。
追加〔平成16年規則７号〕
（利用の中止の届出）
第25条　事務室利用者は、事務室の利用を中止しようとするときは、当該利用を中止する日の２月前までに、産業振興センター利用中止届（第14号様式）を知事に提出しなければならない。
追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔令和４年規則42号〕
（利用の承認の取消し等）
第26条　知事は、事務室利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認若しくは変更承認を取り消し、又は事務室の利用の停止を命ずることができる。
（１）　この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
（２）　偽りその他不正の手段により利用承認又は変更承認を受けたとき。
（３）　第４条第３項各号のいずれかに該当することとなったとき。
（４）　第19条第４項又は第20条の２第２項において準用する第４条第４項の規定により付された承認の条件に違反したとき。
（５）　事務室を正当な理由なく継続して３月以上利用しないとき。
追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕
（使用料）
第27条　事務室の利用を開始し、又は終了する場合において、その月の利用期間が１月未満であるときは、その月の納付すべき使用料は、日割りをもって計算した額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
追加〔平成16年規則７号〕
（使用料の納付時期）
第28条　事務室利用者は、毎月末までに翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。
追加〔平成16年規則７号〕

第５章　観光情報センターの利用

追加〔平成16年規則７号〕
（利用時間）
第29条　観光情報センターを利用することができる時間は、午前９時から午後６時までとする。
２　知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、観光情報センターを利用することができる時間を変更することができる。
追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則32号・令和５年10号〕
（利用することができない日）
第30条　観光情報センターを利用することができない日は、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。
２　知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、観光情報センターを利用することができない日を変更し、又は観光情報センターを利用することができない日を設けることができる。
追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則32号・令和５年10号〕

第６章　駐車場の利用

追加〔平成16年規則７号〕

（利用時間）

第31条　駐車場を利用することができる時間は、午前０時から午後12時までとする。ただし、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間は、午前６時30分から午後12時までとする。

２　知事は、必要があると認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間を変更することができる。

追加〔平成16年規則７号〕

（駐車させることのできる自動車）

第32条　駐車場に駐車させることのできる自動車は、次に掲げる自動車とする。

（１）　自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する大型自動二輪車のうち側車付きでないもの及び普通自動二輪車のうち側車付きでないものをいう。以下同じ。）

（２）　その他の自動車（道路交通法第２条第１項第９号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ５メートル以下、幅２メートル以下、高さ2.1メートル以下のものをいう。以下同じ。）

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成20年規則37号・29年６号〕

（駐車期間の制限）

第33条　駐車場においては、前条の自動車は、１週間を超えて引き続き駐車してはならない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成16年規則７号〕

（供用の休止）

第33条の２　知事は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止する。

追加〔平成19年規則79号〕

（使用料の還付）

第33条の３　知事が既納の定期券又は回数券に係る使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

（１）　定期券の有効期間内に前条の規定により駐車場の全部の供用を休止し、その後当該定期券による駐車場の利用がない場合

（２）　回数券の発行の日後に前条の規定により駐車場の全部の供用を休止し、その期間が連続した１月以上になった場合（当該回数券の発行の日が当該供用の休止の決定後である場合を除く。）

（３）　定期券の有効期間内に、当該定期券に記載している自動車について抹消登録をした場合

（４）　第１号及び前号に掲げるもののほか、定期券の有効期間内に、使用料を還付することがやむを得ないと知事が認める事由が生じた場合

２　前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　前項第１号に該当する場合　当該定期券の使用料の納付額に、定期券の有効期間のうち駐車場の全部の供用を休止した日以後の期間の日数を当該定期券の有効期間の日数で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

（２）　前項第２号に該当する場合　当該回数券に表示されている額

（３）　前項第３号又は第４号に該当する場合　次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア　残存期間（定期券の有効期間のうち、前項第３号に該当する場合にあっては当該抹消登録をした日以後の期間、同項第４号に該当する場合にあっては当該事由が生じた日以後の期間をいう。以下同じ。）が１月以上２月未満の場合　当該定期券の使用料の納付額から当該定期券と同種の利用区分の１月定期の使用料の額に２を乗じて得た額を減じて得た額

イ　残存期間が２月以上の場合　当該定期券の使用料の納付額から当該定期券と同種の利用区分の１月定期の使用料の額を減じて得た額

追加〔平成19年規則79号〕

第７章　指定管理者による管理

追加〔平成16年規則７号〕、一部改正〔平成17年規則73号〕

（指定管理者が管理を行う場合の利用の承認）

第34条　国際会議場等又は情報通信交流館の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、条例第４条第７項の規定により、国際会議場等又は大研修室等に係る条例第３条の承認は、当該指定管理者に行わせるものとする。

全部改正〔平成17年規則73号〕

（指定管理者による管理の基準等）

第34条の２　条例第４条第６項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に当該施設の運営を行うこと。

（２）　当該施設の維持管理を適切に行うこと。

（３）　業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

２　条例第４条第６項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

（１）　国際会議場、展示場、情報通信交流館又は多目的広場　当該施設の維持管理及び利用の承認（オフィスに係る利用の承認を除く。）に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

（２）　産業振興センター　当該施設の維持管理

（３）　観光情報センター　当該施設の維持管理及び供用に関する業務その他の運営に関する業務

（４）　駐車場　当該施設の維持管理及び供用に関する業務

３　国際会議場等の管理を行う指定管理者が前項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第４条第３項及び第７条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

４　情報通信交流館の管理を行う指定管理者が第２項に定める業務を行う場合における第13条第３項及び第14条第３項において準用する第４条第３項並びに第16条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

５　指定管理者が第２項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第33条の２、第33条の３及び第36条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

６　次の各号に掲げる施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該施設に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

（１）　国際会議場等　第２条、第３条、第４条第１項及び第２項、第５条第１項及び第２項、第６条並びに第37条から第39条まで

（２）　情報通信交流館　第11条、第12条、第13条第１項及び第２項、第14条第１項及び第２項、第15条並びに第37条から第39条まで

（３）　観光情報センター　第５章、第38条第２項及び第39条

（４）　駐車場　第31条、第33条、第38条第２項及び第39条

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成19年規則79号・22年51号・令和３年94号・４年42号〕

（利用料金）

第34条の３　条例別表国際会議場の項及び展示場の項に規定する規則で定める額については、別表第１第３号の規定を準用する。この場合において、同表中「の使用料」とあるのは「の利用料金」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。

２　条例別表情報通信交流館の項に規定する規則で定める額並びに同表に規定する電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料の額は、別表第２のとおりとする。

追加〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成22年規則51号〕

第８章　雑則

一部改正〔平成16年規則７号〕

（使用料）

第35条　香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第２号）別表第１　第１表　使用料の部　２　公の施設の使用料香川県サンポート高松交流拠点施設の項に規定する規

則で定める額並びに午前９時前又は午後10時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料は、別表第１のとおりとする。

追加〔平成16年規則７号〕

（入場の拒否等）

第36条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流拠点施設への入場を拒否し、又は交流拠点施設からの退去を命ずることができる。

（１）　他人に迷惑を及ぼした者

（２）　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

（３）　前２号に掲げるもののほか、交流拠点施設の管理上支障があると認められる者

一部改正〔平成16年規則７号〕

（原状回復）

第37条　会議場等利用者、大研修室等利用者、オフィスの利用の承認を受けた者又は事務室利用者（以下「利用者」という。）は、国際会議場等、大研修室等若しくは事務室の利用を終了したとき、又は第７条、第16条若しくは第26条（第17条において準用する場合を含む。）の規定により承認を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

２　利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

一部改正〔平成16年規則７号・令和４年42号〕

（損害賠償）

第38条　利用者は、その責めに帰すべき理由により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

２　交流拠点施設の施設又は設備を損傷した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成16年規則７号〕

（補則）

第39条　この規則に定めるもののほか、交流拠点施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成16年規則７号〕

附　則

この規則は、平成16年３月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条、第17条、第７章及び別表第２の規定　平成16年２月20日

（２）　第４章、第37条及び第38条（産業振興センターに係る部分に限る。）並びに第７号様式から第10号様式までの規定　平成16年４月１日

（３）　第３章（第17条を除く。）、第５章、第37条及び第38条（情報通信交流館に係る部分に限る。）並びに第４号様式から第６号様式までの規定　平成16年４月４日

（４）　第２章（第９条を除く。）、第35条、第37条、第38条、別表第１及び第１号様式から第３号様式までの規定（国際会議場及び展示場に係る部分に限る。）　平成16年５月20日

全部改正〔平成16年規則７号〕

附　則（平成16年２月20日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年10月29日規則第83号）

この規則は、平成16年11月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日規則第32号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年７月15日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定及び第７章中同条の次に２条を加える改正規定中第34条の２に係る部分（これらの改正規定中情報通信交流館に係る部分を除く。）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月28日規則第36号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成18年７月14日規則第69号）
1　この規則は、平成18年８月１日から施行する。
2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料のうち、施行日の午前８時30分までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成19年８月28日規則第79号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成20年４月25日規則第37号）
この規則は、平成20年５月１日から施行する。
附　則（平成20年11月28日規則第65号抄）
（施行期日）
1　この規則は、平成20年12月１日から施行する。
附　則（平成22年７月30日規則第51号）
1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。
2　この規則の施行の日の前日までに徴収すべき国際会議場又は展示場の使用料については、改正前の第34条の２第４項の規定は、なおその効力を有する。
附　則（平成23年３月31日規則第29号）
この規則は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成25年３月29日規則第34号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成26年３月25日規則第７号）
この規則は、平成26年４月１日から施行する。
附　則（平成29年３月７日規則第６号）
この規則は、平成29年３月12日から施行する。
附　則（平成31年３月19日規則第７号抄）
（施行期日）
1　この規則は、平成31年10月１日から施行する。
附　則（平成31年３月19日規則第12号）
1　この規則は、平成31年７月１日から施行する。
2　改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。
附　則（令和２年７月21日規則第46号）
1　この規則は、令和２年８月１日から施行する。
2　改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。
附　則（令和２年10月27日規則第59号）
1　この規則は、令和２年11月７日から施行する。
2　改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。
附　則（令和３年９月28日規則第94号）
1　この規則は、令和３年10月１日から施行する。
2　改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。
附　則（令和４年10月19日規則第42号）
1　この規則は、香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（令和４年香川県条例第27号）の施行の日から施行する。
2　改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。
附　則（令和５年３月17日規則第10号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第８条、第34条の３、第35条関係）
1　施設の基本使用料

施設	区分	単位	使用料の額

国際会議場	会議室	午前９時から午後10時まで	112,100円
		午前９時から午後５時まで	79,100円
		午後１時から午後10時まで	90,400円
		午前９時から正午まで	33,900円
		午後１時から午後５時まで	45,200円
		午後６時から午後10時まで	45,200円
	応接室	午前９時から午後10時まで	9,300円
		午前９時から午後５時まで	6,700円
		午後１時から午後10時まで	7,700円
		午前９時から正午まで	2,900円
		午後１時から午後５時まで	3,800円
		午後６時から午後10時まで	3,800円
	第１控室又は第２控室	午前９時から午後10時まで	4,200円
		午前９時から午後５時まで	3,100円
		午後１時から午後10時まで	3,500円
		午前９時から正午まで	1,300円
		午後１時から午後５時まで	1,700円
		午後６時から午後10時まで	1,700円
	ビジネスルーム	午前９時から午後10時まで	6,500円
		午前９時から午後５時まで	4,700円
		午後１時から午後10時まで	5,300円
		午前９時から正午まで	2,000円
		午後１時から午後５時まで	2,700円
		午後６時から午後10時まで	2,700円
展示場	全面を利用する場合	午前９時から午後10時まで	99,500円
		午前９時から午後５時まで	70,300円
		午後１時から午後10時まで	80,300円
		午前９時から正午まで	30,100円
		午後１時から午後５時まで	40,100円
		午後６時から午後10時ま	40,100円

			で	
	半面を利用する場合		午前９時から午後10時まで	49,750円
			午前９時から午後５時まで	35,150円
			午後１時から午後10時まで	40,150円
			午前９時から正午まで	15,050円
			午後１時から午後５時まで	20,050円
			午後６時から午後10時まで	20,050円
多目的広場	全面を専用使用により利用する場合		午前９時から午後10時まで	68,000円
			午前９時から午後５時まで	43,300円
			午後１時から午後10時まで	49,600円
			午前９時から正午まで	18,600円
			午後１時から午後５時まで	24,700円
			午後６時から午後10時まで	24,700円
	水景施設を除く部分を専用使用により利用する場合		午前９時から午後10時まで	46,200円
			午前９時から午後５時まで	29,500円
			午後１時から午後10時まで	33,700円
			午前９時から正午まで	12,600円
			午後１時から午後５時まで	16,800円
			午後６時から午後10時まで	16,800円
駐車場	自動二輪車		１台につき１日ごと	300円
	その他の自動車	２時間以内	１台につき20分までごと	100円
		２時間を超え６時間以内	１台	600円に２時間を超える30分までごとに100円を加えた額
		６時間を超え12時間以内	１台	1,400円
		12時間を超え16時間以内	１台	1,400円に12時間を超える30分までごとに100円を加えた額
		16時間を超え24時間以内	１台	2,200円

備考

1　国際会議場の会議室又は展示場を準備又は撤去のために利用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。

2　その他の自動車で24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、１台につき駐車時間24時間ごとに2,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。

2　午前９時前、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後の時間において利用する場合（準備又は撤去のために利用する場合を含む。）の１時間当たりの使用料

施設	区分	単位	使用料の額
国際会議場	会議室	午前９時前、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後	13,570円
	応接室	午前９時前又は正午から午後１時まで	1,170円
		午後５時から午後６時まで又は午後10時後	1,160円
	第１控室又は第２控室	午前９時前又は正午から午後１時まで	540円
		午後５時から午後６時まで又は午後10時後	530円
	ビジネスルーム	午前９時前又は正午から午後１時まで	830円
		午後５時から午後６時まで又は午後10時後	810円
展示場	全面を利用する場合	午前９時前、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後	12,050円
	半面を利用する場合	午前９時前、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後	6,030円
多目的広場	全面を専用使用により利用する場合	午前９時前、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後	7,530円
	水景施設を除く部分を専用使用により利用する場合	午前９時前、正午から午後１時まで、午後５時から午後６時まで又は午後10時後	5,130円

備考　施設を午前９時から午後10時まで、午前９時から午後５時まで又は午後１時から午後10時まで利用する場合における正午から午後１時まで又は午後５時から午後６時までの使用料については、この表の規定は、適用しない。

3　附属設備及び器具の使用料

施設	区分	単位	使用料の額
国際会議場	折り畳み式ステージ	１台につき半日当たり	730円
	演台	１台につき半日当たり	310円
	司会者台	１台につき半日当たり	310円
	音響装置	１式につき半日当たり	2,610円
	移動式スピーカー	１台につき半日当たり	940円
	マイクロホン	１本につき半日当たり	520円
	ＤＬＰプロジェクター装	１式につき半日当たり	3,980円

	置		
	スクリーン	1式につき半日当たり	520円
	資料提示装置	1式につき半日当たり	1,250円
	サスペンションスポットライト	1列につき半日当たり	410円
	同時通訳装置	1式につき半日当たり	14,660円
	同時通訳レシーバー	1台につき半日当たり	100円
	映像・音声伝送システム	1式につき半日当たり	10,470円
	映像・音声伝送システム用カメラ	1台につき半日当たり	1,040円
展示場	展示用パネル	1枚につき半日当たり	100円
	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	730円
	演台	1台につき半日当たり	310円
	司会者台	1台につき半日当たり	310円
	パーテーションロープ（スタンド付き）	1本につき半日当たり	100円
	音響装置	1式につき半日当たり	2,610円
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	940円
	マイクロホン	1本につき半日当たり	520円
	液晶プロジェクター装置	1式につき半日当たり	3,980円
	スクリーン	1式につき半日当たり	520円

備考　「半日」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までの時間をいう。

4　電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区分	単位	使用料の額
電気特別使用料	使用量1キロワット時当たり	20円
ガス特別使用料	使用量1立方メートル当たり	100円
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	470円

備考

1　「電気特別使用料」とは展示場を利用する者又は多目的広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場又は多目的広場内のコンセント設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

2　電気の使用量に1キロワット時未満の端数があるときはその端数を1キロワット時とし、その使用量が1キロワット時未満であるときはこれを1キロワット時とする。

3　ガス又は水道の使用量に1立方メートル未満の端数があるときはその端数を1立方メートルとし、その使用量が1立方メートル未満であるときはこれを1立方メートルとする。

5　駐車場を回数券により利用する場合の使用料

種類	使用料の額
100円券（11枚）	1,000円
100円券（60枚）又は6,000円券	5,000円
100円券（100枚）又は1万円券	8,000円
100円券（300枚）	22,500円

備考　自動二輪車で利用する場合は、回数券を使用できないものとする。

6　駐車場を定期券により利用する場合の使用料

利用区分	単位	使用料の額
自動二輪車	1台につき1月	5,000円

その他の自動車	日曜日、土曜日及び休日を除く日	１台につき１月	18,000円
		１台につき３月	48,600円
	午後５時30分から翌日の午前９時まで	１台につき１月	１万円
		１台につき３月	27,000円

一部改正〔平成16年規則７号・83号・18年69号・20年37号・22年51号・26年７号・29年６号・31年７号・令和３年94号〕

別表第２（第34条の３関係）

１　情報通信交流館の附属設備及び器具

区分	単位	金額
映写装置	１式につき１日当たり	3,140円
音響装置	１式につき１日当たり	2,090円
照明装置	１式につき１日当たり	2,090円
ステージ台	１式につき１日当たり	100円
演台	１式につき１日当たり	520円
花台	１式につき１日当たり	210円
司会者台	１式につき１日当たり	310円
ロッカー	１箇所につき１月当たり	2,200円
レーザー加工機	１式につき１時間当たり	550円
三次元造形装置	１式につき１時間当たり	500円
映像及び三次元造形の編集装置	１式につき１時間当たり	520円

２　電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区分	単位	金額
電気特別使用料	使用量１キロワット時当たり	20円
ガス特別使用料	使用量１立方メートル当たり	100円
水道特別使用料	使用量１立方メートル当たり	470円

備考

１　「電気特別使用料」とは展示場を利用する者、大研修室等利用者又は多目的広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、情報通信交流館又は多目的広場内のコンセント設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

２　情報通信交流館における電気の使用量は、大研修室等利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

全部改正〔平成17年規則73号〕、一部改正〔平成22年規則51号・26年７号・31年７号・令和２年46号・59号・３年94号・４年42号〕

第１号様式

（第４条関係）

全部改正〔令和３年規則94号〕、一部改正〔令和４年規則42号〕

第２号様式

（第５条関係）

全部改正〔令和３年規則94号〕、一部改正〔令和４年規則42号〕

第３号様式

（第６条関係）

全部改正〔令和４年規則42号〕

第４号様式

（第13条関係）

全部改正〔令和４年規則42号〕
第５号様式
（第14条関係）
全部改正〔令和４年規則42号〕
第６号様式
（第15条関係）
全部改正〔令和４年規則42号〕
第７号様式
（第17条の２関係）
追加〔令和４年規則42号〕
第８号様式
（第17条の２関係）
追加〔令和４年規則42号〕
第９号様式
（第17条の２関係）
追加〔令和４年規則42号〕
第10号様式
（第17条の２関係）
追加〔令和４年規則42号〕
第11号様式
（第19条関係）
全部改正〔令和４年規則42号〕
第12号様式
（第20条の２関係）
全部改正〔令和４年規則42号〕
第13号様式
（第23条関係）
全部改正〔令和４年規則42号〕
第14号様式
（第25条関係）
全部改正〔令和４年規則42号〕